

## 消費税インボイス制度の実施中止を求める意見書

コロナ禍や物価高騰、ロシアによるウクライナ侵攻等が日本経済に深刻な影響を与える中、令和5年10月からインボイス制度（適格請求書等保存方式）が実施されようとしている。

これまで、基準期間の課税売上高が1,000万円以下の事業者は、消費税の納税を免除されていたが、インボイス制度の登録業者になれば納税義務が発生するとともに、それに伴う新たな事務作業も必要となる。また、取引先が消費税の仕入れ税額控除を受けるためには登録事業者の発行する適格請求書が必要なため、登録していない事業者は取引から排除されることが懸念される。

消費税の免税事業者に納税義務や事務作業の発生といった新たな負担を強いるインボイス制度は、コロナ禍から再起を図る事業者の重い足かせとなり、同制度が実施されれば中小企業、個人事業主の事業経営はますます苦しくなる。

中小企業や個人事業主の事業継続と発展のために、消費税インボイス制度の令和5年10月からの導入を中止することを強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年12月19日

鳴門市議会